

ウッドベースかわちながの 製品規格基準

構造用乾燥材 定義：建築物の構造耐力上必要な部分に使用する製材品

1. 品質基準

NO	区分	正角		平角	
		基準	JAS 等級との比較	基準	JAS 等級との比較
1	節	利用上支障の無いもの	1 級以上	利用上支障の無いもの	3 級以上
2	丸み	なし	1 級以上	10%以内	1 級以上
3	貫通割れ	なし	1 級以上	なし	1 級以上
4	割れ	軽微であること	1 級以上	軽微であること	1 級以上
5	腐朽	なし	1 級以上	なし	1 級以上
6	目まわり	なし	1 級以上	なし	1 級以上
7	曲がり	材長 3~4m については矢高 0.1%以内	1 級以上	材長 3~4m については矢高 0.1%以内	1 級以上
8	狂い	軽微であること	1 級以上	軽微であること	1 級以上
9	芯(元口) 芯去は除く	中心から断面寸法の 1/4 以内	1 級以上	中心から断面寸法の 1/4 以内	1 級以上

2. 機械検査基準

機械等級区分製材のヤング係数基準

区分	ヤング係数 (×10,000kgf/c m ²)	
E 50	40 以上	60 未満
E 70	60 以上	80 未満
E 90	80 以上	100 未満
E 110	100 以上	120 未満
E 130	120 以上	140 未満
E 150	140 以上	160 未満

※ 機械により測定したヤング係数により等級区分したもの(グレーディングマシン)

3. 乾燥基準

・仕上げ材 含水率20%以下=SD20

・未仕上げ材 含水率20%以下=D20

※ 乾燥方法 天然乾燥中心、人工乾燥（中温蒸気式）も併用する。

4. 寸法基準

単位：mm

区 分		表示された寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材（SD表示）	+0.5	-0
	粗仕上げ材（狂い除去のための材面調整したものを含む）（D表示）	+制限なし※	
材 長		+制限なし	-0

※ 修正挽き等が可能であること

5. 化粧等級基準

化粧等級	無節	上小節	小節
節	ないこと	長径が10mm(死節5mm)以下で材長2m未満のものは3個以内、2m以上のものは4個以内	長径が20mm(死節10mm)以下で材長2m未満のものは5個以内、2m以上のものは6個以内
丸み	ないこと	ないこと	ないこと
小割れ	合計が材長5%以下	合計が材長5%以下	合計が材長5%以下
欠け、キズ、穴、入り皮、やにつぼ	ないこと	極めて軽微であること	極めて軽微であること
変色、あて、かび、その他の欠点	極めて軽微であること	軽微であること	顕著でないこと

注) 無節、上小節については材面ごとの判定（1～4面無節、1～4面上小節）とする。
小節については該当面の数に関わらず小節とする。